

地方自治法施行令の一部を改正する政令新旧対照表
 ○ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）（本則関係）

改 正 案						現 行					
（地方自治法及び地方公営企業法の規定を準用する場合の技術的読替え） 第二百二十条（略）						（地方自治法及び地方公営企業法の規定を準用する場合の技術的読替え） 第二百二十条（略）					
〔削除〕	〔略〕	〔削除〕	〔略〕	〔削除〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔削除〕	〔略〕	〔削除〕	〔略〕	〔削除〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔削除〕	〔略〕	〔削除〕	〔略〕	〔削除〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
第二百四十 二条の三第 三項	〔略〕	第九十六 条第一項第 十二号	議会の議決	議事会の議決	〔略〕	第二百四十 二条の三第 三項	〔略〕	第九十六 条第一項第 十二号	議会の議決	議事会の議決	〔略〕
第二百四十 三条の二第 六項	〔略〕	第九十六 条第一項第 十二号	議会の議決	議事会の議決	〔略〕	第二百四十 三条の二第 六項	〔略〕	第九十六 条第一項第 十二号	議会の議決	議事会の議決	〔略〕
第二百四十 三条の二第 六項	〔略〕	第九十六 条第一項第 十二号	議会の議決	議事会の議決	〔略〕	第二百四十 三条の二第 六項	〔略〕	第九十六 条第一項第 十二号	議会の議決	議事会の議決	〔略〕
第二百四十 三条の二第 六項	〔略〕	第九十六 条第一項第 十二号	議会の議決	議事会の議決	〔略〕	第二百四十 三条の二第 六項	〔略〕	第九十六 条第一項第 十二号	議会の議決	議事会の議決	〔略〕
第二百四十 三条の二第 六項	〔略〕	第九十六 条第一項第 十二号	議会の議決	議事会の議決	〔略〕	第二百四十 三条の二第 六項	〔略〕	第九十六 条第一項第 十二号	議会の議決	議事会の議決	〔略〕

（傍線部分は改正部分）

2・3 (略)	(略)	[削除]	(略)
	(略)	[削除]	(略)
	(略)	[削除]	(略)

2・3 (略)	(略)	第二百四十 三条の二第 十項			(略)
	(略)	市町村長	都道府県知事	(略)	
	(略)	市町村のみで設 ける事業団の理 事長	都道府県又は都 道府県及び市町 村が設ける事業 団の理事長	普通地方公共団体の長 理事会	理事長 理事会

○ 地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）（附則第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（共済会に係る地方公共団体の報告等） 第七十二条（略） 一・二（略） 三 地方議会議員の議員報酬の総額並びに掛金及び特別掛金に関する事項を共済会に報告すること。 四 地方議会議員の議員報酬の改定に関する事項を共済会に報告すること。 五〃七（略）	（共済会に係る地方公共団体の報告等） 第七十二条（略） 一・二（略） 三 地方議会議員の報酬の総額並びに掛金及び特別掛金に関する事項を共済会に報告すること。 四 地方議会議員の報酬の改定に関する事項を共済会に報告すること。 五〃七（略）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（施行日における地方議会議員共済会の年金の額の改定） 第八十九条 （略） 2 昭和六十年改正法附則第二百二十四条第一項に規定する政令で定める額は、地方議会議員であつた者の退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における地方自治法の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十九号）附則第二条第一項の規定による改正前の地方公務員等共済組合法第六十六条第二項に規定する地方議会議員の報酬（以下この項において「報酬」という。）の額（当該地方公共団体が同日後に廃置分合により新たに設置された地方公共団体である場合にあっては、当該地方公共団体が新たに設置された日以後最初に定められた当該地方公共団体の報酬の額とし、その額が昭和三十七年十二月一日において当該地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の報酬のうち最も多い額を超えるときは、当該最も多い額とする。）に係る昭和三十七年十二月一日において適用されていた新共済法第五十一条第一項に規定する地方議会議員共済会の定款で定める標準報酬月額（その額が、同項第一号に規定する都道府県議会議員共済会、同項第二号に規定する市議会議員共済会又は同項第三号に規定する町村議会議員共済会の区分ごとに八万円、三万円又は二万円に満たないときは、それぞれ八万円、三万円又は二万円とし、旧施行法第四百二十二条の三第二項の規定の適用を受ける者にあつては、その者の同日における報酬に係る標準報酬月額として総務省令で定める額とする。）とする。 3 （略）	（施行日における地方議会議員共済会の年金の額の改定） 第八十九条 （略） 2 昭和六十年改正法附則第二百二十四条第一項に規定する政令で定める額は、地方議会議員であつた者の退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における新共済法第六十六条第二項に規定する地方議会議員の報酬（以下この項において「報酬」という。）の額（当該地方公共団体が同日後に廃置分合により新たに設置された地方公共団体である場合にあっては、当該地方公共団体が新たに設置された日以後最初に定められた当該地方公共団体の報酬の額とし、その額が昭和三十七年十二月一日において当該地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の報酬のうち最も多い額を超えるときは、当該最も多い額とする。）に係る昭和三十七年十二月一日において適用されていた新共済法第五十一条第一項に規定する地方議会議員共済会の定款で定める標準報酬月額（その額が、同項第一号に規定する都道府県議会議員共済会、同項第二号に規定する市議会議員共済会又は同項第三号に規定する町村議会議員共済会の区分ごとに八万円、三万円又は二万円に満たないときは、それぞれ八万円、三万円又は二万円とし、旧施行法第四百二十二条の三第二項の規定の適用を受ける者にあつては、その者の同日における報酬に係る標準報酬月額として総務省令で定める額とする。）とする。 3 （略）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（地方議会議員共済会の年金の額の改定） 第五条 地方議会議員（共済法第五十一条第一項に規定する地方議会議員をいう。以下この項において同じ。）であつた者に係る共済法第十一章の規定による退職年金、公務傷病年金及び遺族年金のうち昭和六十二年五月三十一日以前の退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。以下この項において同じ。）に係る年金については、昭和六十三年四月分以後（平成元年三月分までに限る。）、その額を、その者が引き続き昭和六十二年六月一日まで当該退職に係る地方公共団体（当該地方公共団体が廃置分合により消滅した場合にあつては、当該地方公共団体の権利義務を承継した地方公共団体）に地方議会議員として在職していたとしたならば同年六月分として受けることとなる地方自治法の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十九号）附則第二条第一項の規定による改正前の共済法第六十六条第二項に規定する地方議会議員の報酬の額（以下この項において「報酬額」という。）に係る標準報酬月額（同日において適用されていた共済法第五十一条第一項に規定する地方議会議員共済会の定款で定める標準報酬月額をいい、当該標準報酬月額が、その者の当該退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における報酬額（当該地方公共団体が同日後に廃置分合により新たに設置された地方公共団体である場合にあつては、当該地方公共団体が新たに設置された日以後最初に定められた当該地方公共団体の報酬額とし、その額が昭和三十七年十二月一日において当該地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の報酬額のうち最も多い額を超えるときは、当該最も多い額とする。）に係る標準	（地方議会議員共済会の年金の額の改定） 第五条 地方議会議員（共済法第五十一条第一項に規定する地方議会議員をいう。以下この項において同じ。）であつた者に係る共済法第十一章の規定による退職年金、公務傷病年金及び遺族年金のうち昭和六十二年五月三十一日以前の退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。以下この項において同じ。）に係る年金については、昭和六十三年四月分以後（平成元年三月分までに限る。）、その額を、その者が引き続き昭和六十二年六月一日まで当該退職に係る地方公共団体（当該地方公共団体が廃置分合により消滅した場合にあつては、当該地方公共団体の権利義務を承継した地方公共団体）に地方議会議員として在職していたとしたならば同年六月分として受けることとなる共済法第六十六条第二項に規定する地方議会議員の報酬の額（以下この項において「報酬額」という。）に係る標準報酬月額（同日において適用されていた共済法第五十一条第一項に規定する地方議会議員共済会の定款で定める標準報酬月額をいい、当該標準報酬月額が、その者の当該退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における報酬額（当該地方公共団体が同日後に廃置分合により新たに設置された地方公共団体である場合にあつては、当該地方公共団体が新たに設置された日以後最初に定められた当該地方公共団体の報酬額とし、その額が昭和三十七年十二月一日において当該地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の報酬額のうち最も多い額を超えるときは、当該最も多い額とする。）に係る標準報酬月額（その額が、同項第一号に規定する都道府県議会議員共済会、同項第二号に規定する市議会議員

報酬月額（その額が、同項第一号に規定する都道府県議会議員共済会、同項第二号に規定する市議会議員共済会又は同項第三号に規定する町村議会議員共済会の区分ごとに八万円、三万円又は二万円に満たないときは、それぞれ八万円、三万円又は二万円とし、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号。以下この項において「施行法」という。）第百四条第二項の規定の適用を受ける者にあつては、その者の同日における報酬額に係る標準報酬月額として自治省令で定める額とする。）に四・二を乗じて得た額を超えるときは、当該額とする。）に十二を乗じて得た額を共済法第百六十一条第二項に規定する標準報酬年額（共済法第百六十二条第二項の規定により当該標準報酬年額とみなされる額を含む。）とみなし、共済法第十一章又は施行法第十三章の規定を適用して算定した額に改定する。

2
(略)

共済会又は同項第三号に規定する町村議会議員共済会の区分ごとに八万円、三万円又は二万円に満たないときは、それぞれ八万円、三万円又は二万円とし、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号。以下この項において「施行法」という。）第百四条第二項の規定の適用を受ける者にあつては、その者の同日における報酬額に係る標準報酬月額として自治省令で定める額とする。）に四・二を乗じて得た額を超えるときは、当該額とする。）に十二を乗じて得た額を共済法第百六十一条第二項に規定する標準報酬年額（共済法第百六十二条第二項の規定により当該標準報酬年額とみなされる額を含む。）とみなし、共済法第十一章又は施行法第十三章の規定を適用して算定した額に改定する。

2
(略)

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
（地方議会議員共済会の年金の額の改定） 第五条 地方議会議員（共済法第五十一条第一項に規定する地方議会議員をいう。以下この項において同じ。）であつた者に係る共済法第十一章の規定による退職年金、公務傷病年金及び遺族年金のうち平成元年五月三十一日以前の退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。以下この項において同じ。）に係る年金については、平成二年四月分以後、その額を、その者が引き続き平成元年六月一日まで当該退職に係る地方公共団体（当該地方公共団体が廃置分合により消滅した場合にあつては、当該地方公共団体の権利義務を承継した地方公共団体）に地方議会議員として在職していたとしたならば同年六月分として受けることとなる地方自治法の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十九号）附則第二条第一項の規定による改正前の共済法第六十六条第二項に規定する地方議会議員の報酬の額（以下この項において「報酬額」という。）に係る標準報酬月額（同日において適用されていた共済法第五十一条第一項に規定する地方議会議員共済会の定款で定める標準報酬月額をいい、当該標準報酬月額が、その者の当該退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における報酬額（当該地方公共団体が同日後に廃置分合により新たに設置された地方公共団体である場合にあっては、当該地方公共団体が新たに設置された日以後最初に定められた当該地方公共団体の報酬額とし、その額が同年十二月一日において当該地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の報酬額のうち最も多い額を超えるときは、当該最も多い額とする。）に係る標準報酬月額（その額が、同項第一号に規定する都道府県議	（地方議会議員共済会の年金の額の改定） 第五条 地方議会議員（共済法第五十一条第一項に規定する地方議会議員をいう。以下この項において同じ。）であつた者に係る共済法第十一章の規定による退職年金、公務傷病年金及び遺族年金のうち平成元年五月三十一日以前の退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。以下この項において同じ。）に係る年金については、平成二年四月分以後、その額を、その者が引き続き平成元年六月一日まで当該退職に係る地方公共団体（当該地方公共団体が廃置分合により消滅した場合にあつては、当該地方公共団体の権利義務を承継した地方公共団体）に地方議会議員として在職していたとしたならば同年六月分として受けることとなる共済法第六十六条第二項に規定する地方議会議員の報酬の額（以下この項において「報酬額」という。）に係る標準報酬月額（同日において適用されていた共済法第五十一条第一項に規定する地方議会議員共済会の定款で定める標準報酬月額をいい、当該標準報酬月額が、その者の当該退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における報酬額（当該地方公共団体が同日後に廃置分合により新たに設置された地方公共団体である場合にあっては、当該地方公共団体が新たに設置された日以後最初に定められた当該地方公共団体の報酬額とし、その額が同年十二月一日において当該地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の報酬額のうち最も多い額を超えるときは、当該最も多い額とする。）に係る標準報酬月額（その額が、同項第一号に規定する都道府県議会議員共済会、同項第二号に規定する市議会議員共済会又は同項第三号に規定する町村議会議員共済会の

会議員共済会、同項第二号に規定する市議会議員共済会又は同項第三号に規定する町村議会議員共済会の区分ごとに八万円、三万円又は二万円に満たないときは、それぞれ八万円、三万円又は二万円とし、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号。以下この項において「施行法」という。）第四百条第二項の規定の適用を受ける者にあつては、その者の同日における報酬額に係る標準報酬月額として自治省令で定める額とする。）に四・三を乗じて得た額を超えるときは、当該額とする。）に十二を乗じて得た額を共済法第六十一条第二項に規定する標準報酬年額（共済法第六十二条第二項の規定により当該標準報酬年額とみなされる額を含む。）とみなし、共済法第十一章又は施行法第十三章の規定を適用して算定した額に改定する。

2
(略)

区分ごとに八万円、三万円又は二万円に満たないときは、それぞれ八万円、三万円又は二万円とし、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第五十三号。以下この項において「施行法」という。）第四百条第二項の規定の適用を受ける者にあつては、その者の同日における報酬額に係る標準報酬月額として自治省令で定める額とする。）に四・三を乗じて得た額を超えるときは、当該額とする。）に十二を乗じて得た額を共済法第六十一条第二項に規定する標準報酬年額（共済法第六十二条第二項の規定により当該標準報酬年額とみなされる額を含む。）とみなし、共済法第十一章又は施行法第十三章の規定を適用して算定した額に改定する。

2
(略)

○ 平成七年度、平成十年度及び平成十一年度における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する政令（平成七年度政令第百十八号）（附則第四号第三号関係）

改正案	現行
（地方議会議員共済会の年金の額の改定） 第五条 地方議会議員（共済法第百五十一条第一項に規定する地方議会議員をいう。以下この項において同じ。）であつた者に係る共済法第十一章の規定による退職年金、公務傷病年金及び遺族年金のうち平成六年五月三十一日以前の退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。以下この項において同じ。）に係る年金については、平成七年四月分以後、その額を、その者が引き続き平成六年六月一日まで当該退職に係る地方公共団体（当該地方公共団体が廃置分合により消滅した場合にあつては、当該地方公共団体の権利義務を承継した地方公共団体）に地方議会議員として在職していたとしたならば同年六月分として受けることとなる地方自治法の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十九号）附則第二条第一項の規定による改正前の共済法第百六十六条第二項に規定する地方議会議員の報酬の額（次項において「報酬額」という。）に係る標準報酬月額に十二を乗じて得た額を共済法第百六十六条第二項に規定する標準報酬月額（共済法第百六十二条第二項の規定により当該標準報酬月額とみなされる額を含む。）とみなし、同章又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号。次項において「施行法」という。）第十三章の規定を適用して算定した額に改定する。 2・3 （略）	（地方議会議員共済会の年金の額の改定） 第五条 地方議会議員（共済法第百五十一条第一項に規定する地方議会議員をいう。以下この項において同じ。）であつた者に係る共済法第十一章の規定による退職年金、公務傷病年金及び遺族年金のうち平成六年五月三十一日以前の退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。以下この項において同じ。）に係る年金については、平成七年四月分以後、その額を、その者が引き続き平成六年六月一日まで当該退職に係る地方公共団体（当該地方公共団体が廃置分合により消滅した場合にあつては、当該地方公共団体の権利義務を承継した地方公共団体）に地方議会議員として在職していたとしたならば同年六月分として受けることとなる共済法第百六十六条第二項に規定する地方議会議員の報酬の額（次項において「報酬額」という。）に係る標準報酬月額に十二を乗じて得た額を共済法第百六十一条第二項に規定する標準報酬月額（共済法第百六十二条第二項の規定により当該標準報酬月額とみなされる額を含む。）とみなし、同章又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号。次項において「施行法」という。）第十三章の規定を適用して算定した額に改定する。 2・3 （略）

（傍線部分は改正部分）

○ 平成十五年度における国民年金法による年金の額等の改定の特例に関する法律に基づく地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する政令
(平成十五年政令第百五十八号) (附則第四条第四号関係)

改正案	現行
(地方議会議員年金の額の改定) 第五条 地方議会議員(共済法第百五十一条第一項に規定する地方議会議員をいう。以下この項において同じ。)であつた者に係る平成十五年四月から平成十六年三月までの月分の共済法第十一章の規定による退職年金、公務傷病年金及び遺族年金(以下「地方議会議員年金」という。)のうち平成十四年五月三十一日以前の退職(在職中死亡の場合の死亡を含む。以下同じ。)に係る年金の額については、その者が引き続き平成十四年六月一日まで当該退職に係る地方公共団体(当該地方公共団体が廃置分合により消滅した場合にあつては、当該地方公共団体の権利義務を承継した地方公共団体)に地方議会議員として在職していたとしたならば同年六月分として受けることとなる地方自治法の一部を改正する法律(平成二十年法律第六十九号)附則第二条第一項の規定による改正前の共済法第百六十六条第二項に規定する地方議会議員の報酬の額(次項において「報酬額」という。)に係る標準報酬月額に十二を乗じて得た額を地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三十七号)附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の地方公務員等共済組合法(この項において「改正前の共済法」という。)第百六十一条第二項に規定する標準報酬年額(改正前の共済法第百六十二条第二項の規定により当該標準報酬年額とみなされる額を含む。)とみなし、改正前の共済法第十一章又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号。次項に	(地方議会議員年金の額の改定) 第五条 地方議会議員(共済法第百五十一条第一項に規定する地方議会議員をいう。以下この項において同じ。)であつた者に係る平成十五年四月から平成十六年三月までの月分の共済法第十一章の規定による退職年金、公務傷病年金及び遺族年金(以下「地方議会議員年金」という。)のうち平成十四年五月三十一日以前の退職(在職中死亡の場合の死亡を含む。以下同じ。)に係る年金の額については、その者が引き続き平成十四年六月一日まで当該退職に係る地方公共団体(当該地方公共団体が廃置分合により消滅した場合にあつては、当該地方公共団体の権利義務を承継した地方公共団体)に地方議会議員として在職していたとしたならば同年六月分として受けることとなる共済法第百六十六条第二項に規定する地方議会議員の報酬の額(次項において「報酬額」という。)に係る標準報酬月額に十二を乗じて得た額を地方公務員等共済組合法の一部を改正する法律(平成十四年法律第三十七号)附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法による改正前の地方公務員等共済組合法(この項において「改正前の共済法」という。)第百六十一条第二項に規定する標準報酬年額(改正前の共済法第百六十二条第二項の規定により当該標準報酬年額とみなされる額を含む。)とみなし、改正前の共済法第十一章又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号。次項において「施行法」という。)第十三章の規定を適用して算定した額に改定する。

において「施行法」という。）第十三章の規定を適用して算定した額に
改定する。

2・3
(略)

2・3
(略)

○ 平成十八年度における地方議会議員の年金の額の改定に関する政令（平成十六年政令第百十五号）（附則第四条第五号関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
1 地方議会議員（地方公務員等共済組合法（以下「共済法」という。）第百五十一条第一項に規定する地方議会議員をいう。以下この項において同じ。）であつた者に係る平成十八年四月分以後の月分の共済法第十一章の規定による退職年金、公務傷病年金及び遺族年金（以下「地方議会議員年金」という。）のうち平成十七年五月三十一日以前の退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。以下同じ。）に係る年金の額については、その者が引き続き平成十七年六月一日まで当該退職に係る地方公共団体（当該地方公共団体が廃置分合により消滅した場合にあつては、当該地方公共団体の権利義務を承継した地方公共団体）に地方議会議員として在職していたとしたならば同年六月分として受けることとなる地方自治法の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十九号）附則第二条第一項による改正前の共済法第百六十六条第二項に規定する地方議会議員の報酬の額（次項において「報酬額」という。）に係る標準報酬月額に十二を乗じて得た額を共済法第百六十一条第二項に規定する平均標準報酬年額（共済法第百六十二条第二項の規定により当該平均標準報酬年額とみなされる額を含む。）とみなし、共済法第十一章又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号。次項において「施行法」という。）第十三章の規定を適用して算定した額に改定する。 2 3 4 （略）	1 地方議会議員（地方公務員等共済組合法（以下「共済法」という。）第百五十一条第一項に規定する地方議会議員をいう。以下この項において同じ。）であつた者に係る平成十八年四月分以後の月分の共済法第十一章の規定による退職年金、公務傷病年金及び遺族年金（以下「地方議会議員年金」という。）のうち平成十七年五月三十一日以前の退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。以下同じ。）に係る年金の額については、その者が引き続き平成十七年六月一日まで当該退職に係る地方公共団体（当該地方公共団体が廃置分合により消滅した場合にあつては、当該地方公共団体の権利義務を承継した地方公共団体）に地方議会議員として在職していたとしたならば同年六月分として受けることとなる共済法第百六十六条第二項に規定する地方議会議員の報酬の額（次項において「報酬額」という。）に係る標準報酬月額に十二を乗じて得た額を共済法第百六十一条第二項に規定する平均標準報酬年額（共済法第百六十二条第二項の規定により当該平均標準報酬年額とみなされる額を含む。）とみなし、共済法第十一章又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号。次項において「施行法」という。）第十三章の規定を適用して算定した額に改定する。 2 3 4 （略）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
附 則 （地方議会議員共済会の年金の額の改定） 第五条 地方議会議員（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下「法」という。）第百五十一条第一項に規定する地方議会議員をいう。以下この項において同じ。）であつた者に係る法第十一章の規定による退職年金、公務傷病年金及び遺族年金のうち昭和六十三年五月三十一日以前の退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。以下この項において同じ。）に係る年金については、平成元年四月分以後、その額を、その者が引き続き昭和六十三年六月一日まで当該退職に係る地方公共団体（当該地方公共団体が廃置分合により消滅した場合にあつては、当該地方公共団体の権利義務を承継した地方公共団体）に地方議会議員として在職していたとすれば同年六月分として受けることとなる地方自治法の一部を改正する法律（平成二十年法律第六十九号）附則第二条第一項の規定による改正前の法第六十六条第二項に規定する地方議会議員の報酬の額（以下この項において「報酬額」という。）に係る標準報酬月額（同日において適用されていた法第五十一条第一項に規定する地方議会議員共済会の定款で定める標準報酬月額をいい、当該標準報酬月額が、その者の当該退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における報酬額（当該地方公共団体が同日後に廃置分合により新たに設置された地方公共団体である場合にあっては、当該地方公共団体が新たに設置された日以後最初に定められた当該地方公共団体の報酬額とし、その額が昭和三十	附 則 （地方議会議員共済会の年金の額の改定） 第五条 地方議会議員（地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号。以下「法」という。）第百五十一条第一項に規定する地方議会議員をいう。以下この項において同じ。）であつた者に係る法第十一章の規定による退職年金、公務傷病年金及び遺族年金のうち昭和六十三年五月三十一日以前の退職（在職中死亡の場合の死亡を含む。以下この項において同じ。）に係る年金については、平成元年四月分以後、その額を、その者が引き続き昭和六十三年六月一日まで当該退職に係る地方公共団体（当該地方公共団体が廃置分合により消滅した場合にあつては、当該地方公共団体の権利義務を承継した地方公共団体）に地方議会議員として在職していたとすれば同年六月分として受けることとなる法第六十六条第二項に規定する地方議会議員の報酬の額（以下この項において「報酬額」という。）に係る標準報酬月額（同日において適用されていた法第五十一条第一項に規定する地方議会議員共済会の定款で定める標準報酬月額をいい、当該標準報酬月額が、その者の当該退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における報酬額（当該地方公共団体が同日後に廃置分合により新たに設置された地方公共団体である場合にあっては、当該地方公共団体が新たに設置された日以後最初に定められた当該地方公共団体の報酬額とし、その額が昭和三十

方公共団体の報酬額のうち最も多い額を超えるときは、当該最も多い額とする。)に係る標準報酬月額(その額が、同項第一号に規定する都道府県議会議員共済会、同項第二号に規定する市議会議員共済会又は同項第三号に規定する町村議会議員共済会の区分ごとに八万円、三万円又は二万円に満たないときは、それぞれ八万円、三万円又は二万円とし、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号。以下この項において「施行法」という。第百四条第二項の規定の適用を受ける者にあつては、その者の同日における報酬額に係る標準報酬月額として自治省令で定める額とする。)に四・二を乗じて得た額を超えるときは、当該額とする。)に十二を乗じて得た額を法第百六十一条第二項に規定する標準報酬年額(法第百六十二条第二項の規定により当該標準報酬年額とみなされる額を含む。)とみなし、法第十一章又は施行法第十三章の規定を適用して算定した額に改定する。

2
(略)

その額が、同項第一号に規定する都道府県議会議員共済会、同項第二号に規定する市議会議員共済会又は同項第三号に規定する町村議会議員共済会の区分ごとに八万円、三万円又は二万円に満たないときは、それぞれ八万円、三万円又は二万円とし、地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号。以下この項において「施行法」という。)第百四条第二項の規定の適用を受ける者にあつては、その者の同日における報酬額に係る標準報酬月額として自治省令で定める額とする。)に四・二を乗じて得た額を超えるときは、当該額とする。)に十二を乗じて得た額を法第百六十一条第二項に規定する標準報酬年額(法第百六十二条第二項の規定により当該標準報酬年額とみなされる額を含む。)とみなし、法第十一章又は施行法第十三章の規定を適用して算定した額に改定する。

2
(略)